- Q1. どのような人が、賛同パートナーに申し込めますか。
- A1. 寄付月間の趣旨に賛同している方であれば、<u>どなたでもお申込みいただけま</u> <u>す</u>。(法人の場合は、申請後、寄付月間の承認基準に沿って承認を得ることが 必要です。)
- Q2、法人格のない団体も申し込むことはできますか。
- A2. <u>法人格の有無は問いません</u>。NPO 法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の他、企業、地方公共団体、学校、オーケストラなど、様々な団体に 賛同パートナーとなっていただいております。
- Q3. リードパートナーと賛同パートナーとの違いを教えてください。
- A3. どちらも、一緒に寄付月間を盛り上げていただくという点において役割は同じで、双方ともに寄付月間ウェブサイトに団体名(テキストもしくはロゴマーク)を掲載することが可能です。<u>リードパートナーの場合は、申請時に、推進委員会へ、一口(法人等の団体:10万円、個人:1万円)以上のご寄付が必要</u>となります。賛同パートナーは、申請に伴う費用はありません。尚、ホームページや報告書などへの掲載時にはリードパートナーの方を掲載位置、サイズ等において、優先的に掲載させて頂きます。
- Q4. 申請しても、承認されないことがあるのですか。
- A4. 法人等の団体の申請の承認に際しては、次の点を踏まえて検討します(個人の場合は、原則ご応募いただくだけで賛同パートナーとなります)。
  - ①寄付月間の趣旨に賛同していること
    - →「リードパートナー/賛同パートナー 募集要項」を必ずお読みいただき、申請フォームにあるチェックボックスに、チェックを入れて、表明を行ってください。
  - ②寄付の受け手側である場合は、寄付や社会貢献活動について、一定の実績があると認められること
  - ③寄付の受け手側である場合は、団体の活動や事業の内容の報告に努めていること
    - →②、③については、<u>公表しているウェブサイトの URL</u>を申請書にご記載 ください。
  - ④寄付の受け手側で寄付募集の事業を実施している場合(クラウドファンディング等)には、寄付の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること
    - →寄付募集を実施している法人等の団体は、<u>寄付先やサービスに係る手数</u> 料等を公表しているウェブサイトの URL を申請書にご記載ください。
  - ⑤寄付の受け手である場合には、寄付者への寄付に対する感謝の報告が出来 ていること
  - ⑥反社会的勢力とのかかわりがないこと
  - ⑦公序良俗に反する活動を行っていないこと

→⑥、⑦については、申請フォームにあるチェックボックスに、チェック を入れて、表明を行ってください。

寄付月間は、寄付の受け手側が寄付者に感謝し、また寄付者への報告内容を改善するきっかけとなり、そして多くの人が寄付の大切さと役割について考えることや、寄付に関心をよせ、行動をするきっかけともなる月間です。そのため、寄付の受け手側については、寄付者や寄付をしたいと考えている方が、いつでも事業及び収支等の報告を確認できる状況であることが、寄付に関する信頼を高めるために必要な事と考えており、ウェブサイト上にて公開されているか確認させていただいています。過去の募集時には、事業や収支等の報告がインターネット上に公表されていなかったために、承認を見送らせていただいたことがありました。上記項目を今一度ご確認ください。

- Q5. リードパートナー、賛同パートナーになった時に、例えばメリットとしてど のようなものがありますか。
- A5. 寄付月間のサイトにて、パートナー名を掲載するほか、寄付月間のロールバナー (イベント会場で設置する展示物)を期間中お使いいただくことが可能です(予約制)。また、オリジナルポスターもご提供させていただきます (数量限定)。

寄付月間 2023 年 2023 年 8 月 31 日制定 Ver.01